

墨 田 区 告 示 第 4 0 1 号

別紙の者に係る後期高齢者医療保険料に係る書類は、その住所、居所が明らかでなく送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部国保年金課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令和8年8月28日

墨田区長 山 本 亨

【担当】

墨田区 区民部 国保年金課

電話 03-5608-8100

項 番	管理番号	氏 名
1	2-1-8-4	竹山 重子
2	2-1-8-7	竹山 重子
3	2-1-8-7	柴田 道雄
4	2-1-8-7	久保 公雄
5	2-1-8-7	横山 剛三
6	2-1-8-7	野中 美里
7	2-1-8-7	吉澤 昌一
8	2-1-8-7	中村 直美
9	2-1-8-7	槁本 義和
10	2-1-8-7	石井 雄三
11	2-1-8-7	高久 富美雄